

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市中小企業人材力向上支援事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	技術の取得の機会が限られる離島において島外でも通用する技術を確保することで市内産業を活性化させるため、中小企業者が優秀な人材の育成及び確保を推進するために、島外での資格取得に社員等を受講又は受験させるために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	市内中小企業者
補助対象経費	船賃、宿泊費、受講料
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限 10万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由 経路によっては少額となる場合がある。
補助率等	対象経費(税抜)1/2 ※千円未満切捨て
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	資格取得者数 60人
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 島内では技術の取得機会が限られるため、積極的に島外において技術獲得のために必要な経費を補助することで優秀な人材の育成確保を推進するものであり、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、募集要項
事業担当	（担当部署） 地域産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259 - 67-7863(直通)